

## 第7回 武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会 議事要旨

日時	令和4年3月17日（木）午後3時15分～4時30分
場所	武蔵野市役所 812 会議室
参加者	委員長、委員 14 名、事務局 2 名 計 17 名

- 配布資料
- 第7回 武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会 次第
  - 第7回 ICT 活用推進リーダー連絡会（3月4日）報告（資料1）
  - 令和3年度学習者用コンピュータ活用事業のまとめ（案）（資料2）
  - 武蔵野市としての「デジタル・シティズンシップ教育」において育む態度や知識及び技能について（案）（資料3）
  - デジタル・シティズンシップ教育の実践について（資料4）

### ■内 容

#### 1 開会

資料の確認

#### 2 事務局から

##### (1) ICT 活用推進リーダー連絡会の報告（資料1）

（事務局）

- ・ 今年度作成したクラスルームの引継ぎ、新入生のアカウントの配布等、新年度を迎えるにあたって発生する作業に関する質問が複数あった。

（委員長）

- ・ 資料について、ご意見等はあるか。

（全員）

- ・ （特になし）

#### 3 協議

##### (1) 「学習者用コンピュータ活用事業のまとめ」について（資料2）

（事務局）

- ・ 資料中の「4 学習者用コンピュータ活用検討委員会における協議の概要」及び「9 実践事例集」において、委員の皆様にご協力をいただいた内容を掲載した。誤りや不明な点等ないかご確認いただきたい。

(委員長)

- ・ 「4 学習者用コンピュータ活用検討委員会における協議の概要」について、ご質問等はあるか。

(全員)

- ・ (挙手なし)

(委員長)

- ・ 「9 実践事例集」についてはいかがか。

(委員A)

- ・ こちらの実践事例は、教育委員会に提出された順に並んでいるのか。

(事務局)

- ・ お見込みの通り。

(委員B)

- ・ 事例間に特に関連がないのであれば、学年－教科の順に並び替えをお願いしたい。

(委員長)

- ・ 先頭が黒い丸の実践項目は本資料に詳細が掲載されているが、それら以外の実践項目は委員や教員が閲覧できる状態にあるか。

(事務局)

- ・ 当委員会のクラスルームに保管してある。

(委員C)

- ・ 私が作成した活用事例のサンプルは、他の方も使用できるように、他の資料へのリンクを残している。本資料からリンクは削除されているが、実際に教員が使用するファイルにはリンクを残しておいた方が望ましい。

(事務局)

- ・ 提出資料はリンクを取り除いているが、当委員会クラスルーム内のものはリンクを残した状態になっている。

(委員長)

- ・ 本資料の配布先はどのような予定か。

(委員B)

- ・ 教育委員会、武蔵野市議会をはじめ、広く一般へ公表する予定でいる。教員向けの資料にはリンクが残っていることが望ましく、公表する資料にはリンクなしの方が望ましい。

(2) デジタル・シティズンシップ教育の実践について (資料3, 4)

(事務局)

- ・ 資料3では、各側面における「育む態度や知能及び技能」について、その内容及びどういった場で実践していくかを整理したのでご確認いただきたい。
- ・ また、資料4では、具体的な指導内容や指導場面について、後ほど各委員にアイデアを書き込んでいただきたい。いずれの側面にも含まれない場面については「未分類」に記載をお願いしたい。

(委員C)

- ・ 資料4に記載するのは、授業における指導内容のみか。それとも指導内容という項目を挙げるところから考えていくのか。

(事務局)

- ・ 授業以外の場面、例えば朝の会や家庭と協力して実践する事項についても記載していただきたい。

(委員D)

- ・ <態度3 情報モラル>について、実際に発生した事案を念頭に置きながら記載した。

(委員長)

- ・ どんな場面での指導を想定しているか。

(委員D)

- ・ 学活の時間または授業の冒頭を想定している。

(委員B)

- ・ <知識1 デジタル社会における法の理解>について、法律について学習するのは小学校6年生ではあるが、道徳教育として規範を守ることにも触れることもあるし、小学校4年生でごみ出しのルールについて学習する機会もある。不正アクセス禁止法について学習するのが適切な時期については、今後追究していくべき課題であると考えます。

(委員長)

- ・ 「物をとってはいけない」と指導するのと同様に、インターネットに接続できる状態であれば学習させるべき事項とも考えられる。

(委員E)

- ・ <知識2 学習にICTを活用する効果の感受、理解>について、自分の姿を見たり声を聞いたりすることにより、自己の言動を客観的に把握できることの効果は大きい。

(委員F)

- ・ いまの小学校1, 2年生にとっては、「学校には学習者用コンピュータがある」のが当然の状態である。一方、教員は学習者用コンピュータがある場合とない場合との比較で捉えがちである。学習にあたってはこの認識の相違を踏まえて指導する必要がある。

(委員B)

- ・ 適切かつ効果的な学習者用コンピュータの活用について日々実践していただいているが、従来の紙と鉛筆を使用した学習との使い分けについても検討が必要である。そのうえで学習者用コンピュータと鉛筆との効果を把握し、各々のメリット・デメリットを感じられるようになると良い。

(委員G)

- ・ <知識3 健康に対する理解>について、本校では養護教諭にて日々どれくらい学習者用コンピュータに触れているかを振り返るようにしている。

(委員H)

- ・ 様々な意見に接し、自分の意見をどう伝えるかを実践するにあたっては、まず自分の気持ちを整理する必要がある。

(委員I)

- ・ 小学校高学年にもなると、ロッカーに寄りかかって学習者用コンピュータを使用する場面も見受けられるが、姿勢及び使用時間の面で影響が心配であり、保健指導の必要がある。教育相談においては、保護者から学習に関係ないサイトを見る、時間をコントロールできないなど、困っているとの訴えが増えている。

(委員B)

- ・ 検討委員会においても、児童生徒の保健状況を分析し、次回の健康診断の視力検査結果等を今年度と比較していく必要がある。また、正しい姿勢で学習者用

コンピュータを扱うことの重要性を、教科の先生方にも周知していく必要がある。

(委員J)

- ・ <技能3 情報活用能力>について、作家の名前で検索することにより、より多くの作品をインターネット上で鑑賞することができる。

(委員K)

- ・ <未分類>に記載したが、児童生徒・学校・家庭の三者が連携して進めていく必要がある。学校が家庭に「ルールを決めてくれ」と依頼するのは無責任ではないかと思う。三者共通の土台が必要であり、子どもが見守られている感覚を持ち、保護者によってルールを考えさせるきっかけを作る必要がある。

(委員A)

- ・ デジタル・シティズンシップ教育は様々なトピックがあると思った。
- ・ ただ禁止事項を設けても、児童生徒は抜け穴を探し出し、大人がそれを対処してといういたちごっこに陥りやすい。
- ・ 大まかなガイドラインを設けて、合わせてトラブル発生時には大人が対処する必要があるので、どのようなスタンスで対処すべきかについて認識を合わせる必要がある。
- ・ 指導場面は無限にあるので、どういう心持ちで対応していくかについて、何らかの考え方をベースに話をしていく必要がある。
- ・ デジタル・シティズンシップ教育は児童生徒に伝わりにくい事項ではあるが、繰り返し伝える必要がある。また、大人の側も各々の強みを発揮していく必要がある。

(委員長)

- ・ ただいま挙げられた指導内容・指導場面について、トピックが広すぎる等の意見はあるか。

(全員)

- ・ (意見なし)

#### 4 その他

(委員D)

- ・ Google Workspace for Education の有料版へのバージョンアップを検討していたきたい。Web 会議で班分けしての話し合いが可能になり、また脅威の検出も可能になる

- ・ オンラインでの保護者会及び授業は、いつまで実施する必要があるのか。対面での授業と並行しての実施は大変な負担である

(委員B)

- ・ 資料1の件とも関連するが、オンライン授業のために学習者用コンピュータを導入したのではないということについては、家庭への周知が必要であると考え
- ・ 不登校傾向の生徒への対応については、どこにラインを置くか学校にて決定する必要がある。
- ・ オンライン保護者会については、学校ごとにルール決めが必要である。

(委員K)

- ・ オンライン保護者会に参加できない保護者に副校長や事務室職員が急遽対応しているが、担任が対応して会議が中断してしまうケースもある。

(委員長)

- ・ Web 会議のトラブルは、家庭側の環境が原因であることもあり、対処が難しい。

(以上)